

みんなでつくる むらのルール 自治基本条例

「むらのルールづくりが
スタートしました！」

地方分権が進む中「地域のことは地域が決める」という原則のもと、本村は平成15年に単独存続を決め、「参画」と「協働」のむらづくりをすすめてきましたが、これからのむらが村をより活力あるものにするためには、すでに取り組んでいる村民参画の手法を確立し、行政・議会・村民・地域が協働し、自立した村政、むらづくりをすすめることが求められています。そのルールとなるのが「自治基本条例」です。

ルールづくりには先立つて、8月には講師をお迎えし、役場職員等を対象に2回の講義を開催しました。(写真参照)

そして9月には、公募や各種団体から選出された方を中心に「自治基本条例策定委員会」【田中鈴子委員長ほか19名】を立ち上げました。(9月21日に開催)これは、村民のみなさんが、村民の立場から条例に盛り込みたい内容を検討していただけものです。

また、行政の知識を活かし、条例の素案づくりをお手伝いする「職員プロジェクトチーム」も同時に立ち上げ、課長会・策定委員会と連携しながら本村にふさわしい自治基本条例を策定していきます。



第1回日吉津村自治基本条例策定委員会



福嶋浩彦氏
(元我孫子市長)



第1回講義 8/6開催
「行政と住民の協働とは何か」



第2回講義 8/17開催
「自治基本条例づくりにあたって」



中川幾郎氏
(帝塚山大学教授)

自治基本条例って？

聞いたことはあるけど、何のことだかわからない方、初めて聞いた方のために、疑問を解き、関心を持っていただけるよう「自治基本条例」について簡単に紹介します。

Q 自治基本条例って何？

A みんなで村政をすすめるためのルールです
村の住民自治の基本を定める最高規範と位置づけられる条例で、行政・議会・村民の3者が協働して村政をすすめていくための基本的なルールなどを定めるものです。

Q 自治基本条例は、何をめざしているの？

A 村民自治の確立です
この条例は、本村における村民自治の基本理念の下、情報共有、村民参画、協働を推し進めることにより、よりよいむらづくりの確立を図ることを目的としています。

Q なぜ、自治基本条例が必要なの？

A 日吉津村らしい自治のあり方を明確にするためです

平成12年の地方分権改革により、国と地方は対等の関係になり、国や県の指導に頼らず日吉津のことは日吉津で方向付けする必要があります。そこで、村政運営上の大切な事項を、村民のみなさんとの約束として分かりやすく条例で定める必要があるからです。

Q 自治基本条例ができて、何が変わるの？

A 村民自治に向けてのスタートです

条例が制定され、私たちの暮らしが急に変わることはありませんが、例えば、「重要な計画や条例づくり、審議会や懇談会等への村民参加」「村民意見の提出手続き(パブリックコメント)」など、村民のみなさんが村政に参加するための仕組みが整えられ、そのために必要となる村政の情報提供などが義務付けられることになります。これにより、村民参加が広がり村民のみなさんの意見が一層村政に活かされます。